公　示　送　達　書

三宅村告示第22号

下記の者に係る納税通知書の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。なお、この書類は村長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

令和8年　11月　16日

三宅村長　山 髙 亜 紀 子

記

	氏　　名	備　　考
	THAI VAN HUNG	

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。